

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛** 県

		平成21年6月1日月曜日	第 <del>2069号</del> 外 5	
薬事法施行細則	◆ 目 規 の一部を改正する規 告	次 <b>◇</b> <b>則</b> 則1	訓 令 愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正 訓令	Eする 4
	B	ж		
医薬品販売業の	認定に関する規程の	廃止4		
	• •	規	則	
○愛媛県規則第40	)号			
薬事法施行細則	の一部を改正する	規則を次のように定める。		
平成21年6月	1日			
			愛媛県知事 加 戸 守 行	
薬事法施行	細則の一部を改正	する規則		
<b>第1条</b> 薬事法施	行細則(昭和36年	愛媛県規則第44号)の一部を次の	)ように改正する。	
次の表の改正	前の欄に掲げる規	定を同表の改正後の欄に掲げる規	記に下線で示すように改正する。	
		後	改 正 前	
(提出する書類	•	No Học 노스뮤니스크 콘籽스	(提出する書類の経由)	B *T 1.1
		則の規定により提出する書類は、	第2条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書	
		生地又は受験者の住所地を管轄す	その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を	
		つては、松山保健所長)を経由	る保健所長(松山市の区域にあつては、松山保健所長)	を経田
		る配置販売業者及び既存配置販売	し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその	
		こ登録販売者試験の受験者並びに	配置員並びに登録販売者試験の受験者	
		製造販売医薬品の製造販売業者を	医薬品等の製造販売業者(薬局製造販売医薬品の製造販売	
		(薬局製造販売医薬品の製造業者	除く。)、医薬品等の製造業者(薬局製造販売医薬品の製	
		業者にあつては、直接提出しなけ	を除く。)及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出	
		新在地が松山市の区域内である場	ればならない。ただし、薬局の所在地が松山市の区域内で	
		1項及び第2項の規定により知事	合にあつては、法第8条の2第1項及び第2項の規定によ	こり知事
に提出する報言	与書は、 直接提出し	しなければならない。	に提出する報告書は、直接提出しなければならない。	
			(配置販売品目書の携行)	F I- // =
			第5条 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売	
			するときは、法第30条の規定により指定を受けた医薬品の	<u>)品日青</u>
<b>644 г. 62</b> √ ∨ π6			を携行しなければならない。	
第5条 省略			第6条 省略	
<u>第 6 条</u> 省略			第7条 省略	
			(医薬品販売業の許可を受ける者の認定) <b>第9条</b> 今年は名兄は第53条第3日の担党による原第日に表	= <b>₩</b> ~ <del>*</del> *
			第8条 令第51条又は第52条第3号の規定による医薬品販売	<u>2</u> 兼の計
<b>645 7 45</b> / la m.5			可を受ける者の認定については、別に定める。	
第7条 省略			第9条 省略	
<b>第8条</b> 省略			<b>第10条</b>   省略	

**第8条** 省略

第 9 条 省略

第2号様式(第5条関係) 登録販売者試験受験申請書

第3号様式(<u>第5条</u>、第2号様式関係) 実務経験(見込)証明書 第3号様式(<u>第6条</u>、第2号様式関係) 実務経験(見込)証明書 第3号様式(その2)

省略

第2号樣式(第6条関係) 登録販売者試験受験申請書

省略

**第11条** 省略

- 注 1 この様式は、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法 律第69号。以下「改正法」という。)第1条の規定による 改正前の薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく薬局、一 般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業若し くは配置販売業における実務経験又は改正法附則第2条、 第5条、第8条若しくは第10条の規定により引き続き業務 を行うものとされる医薬品の販売業者の下での実務経験を 証明する場合に使用すること。
  - 2 省略
  - 3 省略
  - 4 省略
  - 5 省略
- 理医療機器販売業(賃貸業)届出済証
- 第**5号様式**(<u>第8条</u>関係) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済 <mark>第5号様式</mark>(<u>第10条</u>関係) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済 証書換え交付申請書
- 証再交付申請書

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- **第4号様式**(<u>第7条 第9条</u>、第5号様式、第6号様式関係) 管 **第4号様式**(<u>第9条 第11条</u>、第5号様式、第6号様式関係) 管 理医療機器販売業(賃貸業)届出済証
  - 証書換え交付申請書
- **第6号様式**(<u>第9条</u>関係) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済 **第6号様式**(<u>第11条</u>関係) 管理医療機器販売業(賃貸業)届出済 証再交付申請書
- 第2条 薬事法施行細則の一部を次のように改正する。 第3号様式(その2)の前に次のように加える。

## 第3号様式(その1)

-														
	実	務	経	験	(	見	込	)	証	明	書			
												年	月	日
愛媛県知事		樣												
			氏名	(法	人に	あつ	ては	、名	称及	び代	表者	の氏名)	)	
			(許	可番	号:					)				
			管理	者氏	名									
次の者の実務経験	は、	以下	のと	おり	であ	るこ	とを	証明	しま	す。	1			
氏	3					=	Ė	年	月	日		年	月	日
住所	Ť													
薬局、店舗又は	t													
配置販売業の名称	R													
薬局若しくは店舗	İ													
の所在地又は配置	Ī													
販売業の区域	ţ													
業 務 の 期 間	3	年	E	月		~		年		月(		年	F	間)
業務の内容	<u> </u>													

- 注1 この様式は、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)第1条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく薬局、店舗販売業又は配置販売業における実務経験を証明する場合に使用すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 不要の文字は、抹消すること。
  - 4 業務の期間の欄は、実務経験被証明者が1箇月に80時間以上、業務の内容の欄に記載した業務を行つていた連続した期間を記入すること。
  - 5 業務の内容の欄は、次に掲げる業務のうち、業務の期間の欄に記載した期間内に実 務経験被証明者が薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下で従事したものを記載する こと。
    - (1) 一般用医薬品の販売等の直接の業務
    - (2) 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
    - (3) 一般用医薬品に関する相談があつた場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
    - (4) 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務
    - (5) 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
    - (6) 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条の規定により引き続き業務を行う既存配置販売業者又はその配置員に ついては、改正前の薬事法施行細則第5条の規定は、なおその効力を有する。

告 示 46号)は、告示の日限り廃止する。

平成21年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 762 号

医薬品販売業の認定に関する規程(昭和36年10月愛媛県告示第8

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般

各地方機関

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成21年6月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 前

(事務の委任)

#### 第4条 省略

- 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任 2 松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任 する。
- (1)~(5) 省略
- (6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務 (同部5の項の既存薬種商に関すること、同部6の項の改正法 附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に関す ること、<u>同部10の項</u>の報告の徴収及び立入検査等並びに<u>同部11</u> の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)

(7)~(12) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組	事務の	事項	決	裁
織	種類		区	分
名			所	課
			長	長
企	1 ~ 13			
画	省略			
課	14 薬事	1 薬局に関すること。		
	法(昭	(1) 開設の許可(第4条第1項、薬事法		
	和35年	,		
	法律第	施行令(昭和36年政令第11号。以下こ		
	145号)	の部において「政令」という。) <u>第44</u>		
	の施行	条、薬事法施行規則(昭和36年		
	に関す	厚生省令第1号。以下この部において		
	る事務	「省令」という。)第1条第3項)		

(事務の委任)

# 第4条 省略

- する。
- (1)~(5) 省略
- (6) 別表企画課の表14の部に掲げる薬事法の施行に関する事務 (同部5の項の薬種商販売業(動物用医薬品に係るものを除

ること、<u>同部9の項</u>の報告の徴収及び立入検査等並びに<u>同部10</u> の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。)

(7)~(12) 省略

3・4 省略

別表(第4条、第6条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組	事務の	事項	決	裁
織	種類		⋉	分
名			所	課
			長	長
企	1 ~ 13			
画	省略			
課	14 薬事	1 薬局に関すること。		
	法(昭 和35年	(1) 開設の許可(第4条第1項、薬事法		
	法律第	施行令(昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。)第44		
	145号)	条第 1 項、薬事法施行規則(昭和36年		
	の施行			
	に関す	厚生省令第1号。以下この部において		
	る事務	「省令」という。)第1条第3項)		

政令第44条 ) (3) ~ (7) 省略 (8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、省令第16条第4 項、薬事法施行規則等の一部を改正す る省令(平成21年厚生労働省令第10号。以下この部において「改正省令」という。)附則第4条) (9) 省略 (10) 業務の体制の整備命令(第72条の2)第1項) (11) ~ (20) 省略 (21) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項、改正省令附則第42条) (22) 省略 (3) ~ (7) 省略 (4) 第列師の増員のでは、第10条、省令第16条第 項			
(3) - (7) 省略 (8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、名令第16条第4 明、要華運施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10 号。以下この部にあいて「改正省令」という。)別則第4条) (9) 省略 (9) 業務の体制の整備命令(第72条の2 第 1 項)	(2) 開設の許可の更新(第4条第2項、		(2) 開設の許可の更新(第4条第2項、
開止、保止者しくは再開又は変更の 脳出の受理(第10条、省今第16条第4 項、運動送施行規則等の一部を改正す 3省令(平成21年厚生労働金令10 号。以下この部において「改正省令」 という」)附則第4条) 一03 省略 即便等動売の届出の受理(省令第15 祭の4和2項、改正省令附則第42条) 当略 活動販売業(動物用医薬品に係るも を除く、)に関すること。 許可(第24条第1項、第26条第1 項、数令第44条、省令第1条第3項、 第139条第2項。 第19条第2項。 原子・般販売業者(動物用医薬品に るものを除く。)に関すること。 (1)許可(第24条第1項、第26条第 項、数令第44条。 (2) 当略 (3) 占略 3 店舗販売業 「関すること。 (4)許可(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (5) 当時 (6) 当時 (7) 当時 (7) 当時 (8) 選地 (8) 選地 (9) 当時 (9) 当時 (10) 当時 (10) 当時 (11) 第7(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (11)許可(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (12)許可の更新(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (13) 第7(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (14) 第7(第24条第1項、第26条第 項、数令第4条。 (15) 第7(第24条第1項、第26条第 (16) 第7(第24条第1項、第26条第 (17) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第7(第24条第1項、第26条第 (18) 第3(第24条第1項、第26条第 (18) 第3(第24条第1項、第26条第 (18) 第26条第 2項、第26条第 2項。 (19) 第7(第24条第1項、第26条第 (10) 第3(第24条第1項、第26条第 (12) 新可の更新(第24条第 2項、第26条第 (13) 第24条第 1項、第26条第 (14) 第24条第 1項、第26条第 (15) 第24条第 1項、第26条第 (16) 第24項。 (17) 第24条第 1項) (18) 第24条第 1項) (19) 第24条第 1項) (10) 第24条第 1項) (11) 第24条第 1項) (12) 第24条第 1項) (13) 第24条第 1項) (14) 第24条第 1項) (15) 第24条第 1項) (16) 第24項。 (17) 第24条第 1項) (17) 第24条第 1項) (18) 第24条第 1項) (19) 第24条第 1項。第24条第 1页。第24条第	政令第44条)		政令第44条第1項)
出の受理(第10条、省令第16条第4 、業者法施行規則等の一部を改正す 含令(平成21年度生労働管令第10 。以下この部にあいて「改正省令」 いう。)附則第4条) 省務 養務の体制の整備命令(第72条の2 1項。 2 省略  動便便販売の届出の受理(省令第15 の4第2項、改正省令附別第42条) 略 舗販売業(動物用医薬品に係るも 除く。)に関すること。 許可(第24条第1項、第46条第1 、改令第44条。19多業第2項) 2 省略  動便便販売の届出の受理(省令第15 の4第2項) 2 省略	(7) <b>省略</b>		(3)~(7) 省略
第、業事法施行規則等の一部を改正す 治金(甲成21年厚生労働省令第10 2. 以下この部において「改正省令」 1.13)	 廃止、休止若しくは再開又は変更の		(8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の
第、業事法施行規則等の一部を改正す 治金(甲成21年厚生労働省令第10 2. 以下この部において「改正省令」 1.13)	3出の受理(第10条、省令第16条第4		届出の受理(第10条、省令第16条第4
8 音( 平成21年原生労働省令第10 号、以下の部において「改正省令」という。) 附別第4条)	項、薬事法施行規則等の一部を改正す		·
<ul> <li>・ 以下この部において「改正省令」という。)附則第4条)</li> <li>(9) 省略</li> <li>303 薬剤師の増資命令(第72条の2 第 11月。</li> <li>310 - 231 省略</li> <li>321 薬剤師の増資命令(第72条の2)第 11月。</li> <li>322 薬剤師の増資命令(第72条の2)第 11月。</li> <li>323 薬剤師の増資命令(第72条の2)第 11月。 21日 /li></ul>			7
全			
(9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 業務の体制の整備命令(第72条の2 第1項。 (1) 201 - 203 省略 (20) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 余の4 年 2項、改正省令別判第42条) (2) 省略 (3) 店舗販売業 (動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。 (4) 許可(第24条第1項、第26条第1項、第26条第1項、取令第44条第1項、第26条第1項、取令第44条第1項、第26条第1項、取令第44条第1項、第26条第2項) (2) - 10 6 省略 (2) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 余の4 第2項) (2) - 10 6 省略 (2) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 余の4 第2項) (2) - 10 6 省略 (2) 郵回の要素( 動物用医薬品に係るものを除く。) に関すること。 (1) 許可(第24条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第1項、数令第4条第2項) (2) 許可の更新(第24条第2項、第138系2項) (2) 許可の更新(第24条第2項、第138系2項) (2) 許可の更新(第24条第2項、第138系2項) (2) 許可の更新(第24条第1項、数令第4系第3項、第138系2項) (2) 許可の更新(第24条第2項、数令第4条第2項、数令第24条第1項、数令第4条第1項) (2) 庭舗監理者の居舗以外の場所で業事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、第27条第2項を定しまりなおその効力を有3をものとされる改正数令による改正前の学令第16条第4項、定正当で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で			)
20			
第1項		++-	
□□ - ② 省略 □□ 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項、改正省令附則第42条) 当略 店舗販売業(動物用医業品に係るものを除く。)に関すること。 □□ 許可(第24条第1項、第26条第1項、股令第44条第1項、第26条第1項、股令第44条第1項、股令第44条第1項) □② - □□ 省略 □□ 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項) □② - □□ 省略 □□ 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項) □② - □□ 省略 □□ 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項) □② - □□ では、第24条第2項、要更法の一部を改正する法律の施行に伴う関係数令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正設令」という。)附門第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正政令による改正政会になる政策を持定、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項ただし書、第3項たび、第3条系第4項、第2条系第3項ただし書、第27条第3項ただし書、第27条第3項ただし書、第3系系第4項、第2条系第4項、同の受理(第10条、第38条、省令16条第4項、图と、第3系系第4項、同の受理(第10条、第38条、省令16条第4項、图とによびなおその対力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第			血 楽川岬の垣員叩マ(第72家の2)
20   郵便等販売の屋出の受理(省令第15			( ) ( ) ( ) ( ) ( )
金昭   2   世略   2   世略   2   世略   3   店舗販売業   1   1   1   1   1   1   1   1   1	(11) ~ (20) 省略		(11) ~ (20) 省略
2 省略   2 省略   2 省略   3 店舗販売業	② 郵便等販売の届出の受理(省令第15	.   _	
店舗販売業 (動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。	条の4第2項、改正省令附則第42条)		
<u>のを除く。)</u> に関すること。 (1) 許可(第24条第1項、第26条第1 項、数令第44条、省令第1条第3項、第139条第2項) (2) - 0.0) 省略 (3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項) (3) 西で、一般販売業者(動物用医薬品に 係るものを除く。)に関すること。 (4) 一般販売業者(動物用医薬品に 係るものを除く。)に関すること。 (5) 計可の更新(第24条第1項、双令第44条 1項、第138条 2項) (2) 計可の更新(第24条第2項、薬事法の一部を改正する法律の施行性予関係政令の整備等及び経過措置に関する数令(平成21年政令第2号。以下この部にあいて「改正政令」という。)) (2) 正確の政令(以下この項において「旧数令」という。)第44条第1項) (3) 医進音の に緩ψりなあその効力を有するものとされる改正所のとで、以下にのがにおいて「改正法」という。)別別第3条第1項) (3) 医したいたこのではあいて「改正法」という。)別別第3条第1項) (4) 原止、休止若しくは再開又は変更の属出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、及正省令別則第7条の規定によりなあその効力を有するものとされる改正所の省令第	2 省略		2 省略
(1) 許可(第24条第1項、第26条第1 項、政令第44条 <u>第1項、第26条第1</u> (2) - 0.0 省略 (3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項) (3) 所に 一般販売業者(動物用医薬品に 係るものを除く。)に関すること。 (4) 計可の更新(第24条第2項、業事法 の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する 政令(平成21年政令第2号。以下この 部において「改正政令」という。)附 則第2条の規定によりなおその効力を 有するものとされる改正致令による改 正前の政令(以下この項において「旧 股令」という。)第44条第1項) (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で業事 に関する実務に従事する場合の許可 (第23条第3項ただし書、業事法の一 部を改正する法律(平成18年法律第69 号。以下この部において「改正法」と いう。)附則第3条第1項) (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第33条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正部令による改正前の省令第	。 店舗販売業 <u>(動物用医薬品に係るも</u>		3 店舗販売業
項、政令第4条、省令第1条第3項、第139条第2項) (2) - 0.4) 省略 (3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項) (4) 性の一般販売業者(動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。 (1) 許可の更新(第24条第2項、業事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正政令による改正政令に以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項) (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で業事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、業事法の一部を改正する法律(平成19年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附別第3条第1項) (3) 原理本 の店舗以外の場所で業事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、第27条 (第7条第3項ただし書、第27条	<u>のを除く。)</u> に関すること。		に関すること。
項、政令第44条、省令第1条第3項、 第139条第2項) (2) - 0.4 省略 (3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項) (4) 性の一般販売業名(動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。 (1) 許可の更新(第24条第2項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正政令に以下の項において「担政令」という。)第44条第1項) (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で業事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成19年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附別第3条第1項) (3) 原止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附別第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令に対して対して対して対して対して対しま、薬事法の一部を改正する法律(平成19年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)別別第3条第1項。 (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附別第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第	(1) 許可(第24条第1項、第26条第1	<del>                                      </del>	(1) 許可(第24条第1項、第26条第
第139条第 2 項 )	項、政令第44条、省令第1条第3項、		項、政令第44条
(2) - 044 省略 (2) - 044 省略 (2) - 044 省略 (3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項) (4) 既存一般販売業名(動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。 (1) 許可の更新(第24条第2項、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係数令の整備等及び経過措定関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)財 別第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項) (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で業事に関する実務に従事する場合の許可(第22条第3項ただし書、第27条の第に関する実務に従事する場合の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条の許可(第22条第3項ただし書、第27条第3項を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を			)
<ul> <li>①3 郵便等販売の届出の受理(省令第15条の4第2項)</li> <li>○ 版存一般販売業者(動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。</li> <li>(1)許可(第24条第1項、政令第44条第1項、数令第1条第3項、第138条2項)</li> <li>② 許可の更新(第24条第2項、変事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)</li> <li>② 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)</li> <li>③ 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第</li> </ul>	(2)~(14) 省略		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
版存一般販売業者(動物用医薬品に			
(4) 原止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとで、第28条第3項ただし書、第3条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有い。) 附別第3条第1項) (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附別第7条の規定によりなおその効力を有い。) 所列第3条第1項)		++	
関すること。			
(1) 許可(第24条第1項、政令第44条	<u>係るものを除く。)に関すること。</u>		
1項、省令第 1 条第 3 項、第 138条 2 項)			
(1) 許可の更新(第24条第 2 項、薬事法 の一部を改正する法律の施行に伴う関 係政令の整備等及び経過措置に関する 政令(平成21年政令第 2 号。以下この 部において「改正政令」という。)附 則第 2 条の規定によりなおその効力を 有するものとされる改正政令による改 正前の政令(以下この項において「旧 政令」という。)第44条第 1 項)  (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事 に関する実務に従事する場合の許可 (第28条第 3 項ただし書、薬事法の一 部を改正する法律(平成18年法律第69 号。以下この部において「改正法」と いう。)附則第 3 条第 1 項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第 4 項、改正省令附則第 7 条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
<ul> <li>(1) 許可の更新(第24条第 2 項、薬事法 の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第 2 号。以下この部において「改正政令」という。) 附則第 2 条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第 1 項)</li> <li>(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第 3 項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第 3 条第 1 項)</li> <li>(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第 4 項、改正省令附則第 7 条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第</li> </ul>			
の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)  (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第			
係政令の整備等及び経過措置に関する 政令(平成21年政令第2号。以下この 部において「改正政令」という。)附 則第2条の規定によりなおその効力を 有するものとされる改正政令による改 正前の政令(以下この項において「旧 政令」という。)第44条第1項)  (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事 に関する実務に従事する場合の許可 (第28条第3項ただし書、薬事法の一 部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」と いう。)附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第	<del>-</del>		(2) 計可の更新(第24余第2頃、 <u><u></u> <u> </u></u>
政令(平成21年政令第2号。以下この部において「改正政令」という。) 附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)			
部において「改正政令」という。)附 則第2条の規定によりなおその効力を 有するものとされる改正政令による改 正前の政令(以下この項において「旧 政令」という。)第44条第1項)  (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事 に関する実務に従事する場合の許可 (第28条第3項ただし書、薬事法の一 部を改正する法律(平成18年法律第69 号。以下この部において「改正法」と いう。)附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
則第 2 条の規定によりなおその効力を 有するものとされる改正政令による改 正前の政令(以下この項において「旧 政令」という。)第44条第1項)			-
有するものとされる改正政令による改正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)       第44条第1項)         (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)       (第7条第3項ただし書、第27条         (3) 管理者 の店舗以外の場所で薬に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する実際は関する場合の計画に関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する実際は関する場合の計画に関する場合のでは関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合の計画に関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関する場合のでは関すると同語に関するといるに関するといるに対するといるに対するといるに関するといるに対するとのでは関するといるに対するとのでは関するといるに対するといるに対するとのでは関するとのでは、とのでは関するとのでは、とのでは関するとのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、			
正前の政令(以下この項において「旧政令」という。)第44条第1項)  (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第		-	
政令」という。) 第44条第 1 項)       第44条第 1 項)         (2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可に関する実務に従事する場合の許可に関する実務に従事する場合の許可に第28条第 3 項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第 3 条第 1 項)       (第7条第 3 項ただし書、第27条         (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第 4 項、改正省令附則第 7 条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第       (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更届出の受理(第10条、第38条、省令			
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)       (第7条第3項ただし書、第27条         (3) 管理者 の店舗以外の場所で薬に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実務に従事する場合の許に関する実施に対しまた。第27条       (第7条第3項ただし書、第27条         (第7条第3項ただし書、第27条       (第7条第3項ただし書、第27条         (第7条第4項を対しまた。第27条       (第7条第4項を対しまた。第27条         (3) 管理者 の店舗以外の場所で薬に関する実務に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に対しまた。第27条         (第7条第3項ただし書、第27条       (第7条第3項ただし書、第27条         (3) 管理者 の店舗以外の場所で薬に関する実際に従事する場合の許に関する実際に従事する場合の許に関する実際に対しまでは関する実際に対しまた。第27条       (第7条第3項を対しまた。第27条         (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更によりなおその効力を有するものとされる改正省の対力を有するものとされる改正省の対力を有するものとされる改正省の場合による改正前の省令第       (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更によりなまでは関する場合による改正前の省令第			第44条第 1 I
「関する実務に従事する場合の許可 (第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第3条第1項)   (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の			
(第28条第3項ただし書、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。) 附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第	<del>_</del> <del></del>		
部を改正する法律(平成18年法律第69 号。以下この部において「改正法」と いう。) 附則第3条第1項)  (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
号。以下この部において「改正法」という。)附則第3条第1項)       (3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4項、改正省令附則第7条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第	•		
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の   届出の受理(第10条、第38条、省令第   16条第4項、改正省令附則第7条の規   定によりなおその効力を有するものと   される改正省令による改正前の省令第			
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第7条の規 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第		++-	
16条第 4 項、 <u>改正省令附則第 7 条の規</u> 定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
定によりなおその効力を有するものと される改正省令による改正前の省令第			
される改正省令による改正前の省令第			10 小 ガ ェ 塔、

( <u>4</u> ) 省略	(5) 省略
	(6) 薬剤師の増員命令(第72条の2)
<u>(5)</u> 省略	(7) 省略
( <u>6</u> ) 店舗管理者の変更命令(第73条 <u>改</u> 正法附則第3条第1項)	(8) <u>管理者</u> の変更命令(第73条)
 (7) 許可の取消し等(第75条第1項 <u>、改</u>	
正法附則第3条第1項)	<u> </u>
( <u>8</u> ) 省略	<u>(10)</u> 省略
( <u>9</u> ) 許可証の書換え交付( <u>旧政令</u> 第45条 第 1 項)	( <u>11</u> ) 許可証の書換え交付( <u>政令</u> 第455 第 1 項)
<u>値</u> 許可証の再交付( <u>旧政令</u> 第46条第1 項)	( <u>12</u> ) 許可証の再交付( <u>政令</u> 第46条第 項)
(11) 許可証の返納の受理(旧政令第46条 第3項、第47条)	(13) 許可証の返納の受理( <u>政令</u> 第46系 第3項、第47条)
<u>(担)</u> 許可台帳の備付け( <u>旧政令</u> 第48条)	(14) 許可台帳の備付け(政令 第48条
(13) 郵便等販売の届出の受理(省令第15 条の4第2項、第142条、改正省令附 則第42条)	
5 既存薬種商(動物用医薬品に係るものを除く。)に関すること。	5 薬種商販売業(動物用医薬品に係る ものを除く。)に関すること。
(1) 許可の更新(第24条第2項、改正政 令附則第4条の規定によりなおその効	(1) 許可の更新(第24条第2項、 <u>政令</u>
力を有するものとされる改正政令によ る改正前の政令(以下この項において	
<u>「旧政令」という。)</u> 第44条第1項)	第44条第 1 項
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事 に関する実務に従事する場合の許可	
(第28条第3項ただし書、改正法附則 第6条第1項)	
(3) 廃止、休止若しくは再開又は変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、改正省令附則第8条の規	(2) 廃止、休止 <u>及び再開並びに</u> 変更の 届出の受理(第10条、第38条、省令第 16条第4項、
定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第	152.57
153条、改正省令附則第11条)	153条)
<u>(4)</u> 省略	( <u>3</u> ) 省略
<u>(5)</u> 省略	( <u>4</u> ) 省略
(6) 店舗管理者の変更命令(第73条、改 正法附則第6条第1項)	
( <u>7</u> ) 許可の取消し等(第75条第1項 <u>、改</u> 正法附則第6条第1項)	(5) 許可の取消し等(第75条第 1 項)
(8) 省略	(6) 省略
(9) 許可証の書換え交付( <u>旧政令</u> 第45条 第1項)	(7) 許可証の書換え交付( <u>政令</u> 第45 第1項)
<u>110</u> 許可証の再交付( <u>旧政令</u> 第46条第1	(8) 許可証の再交付( <u>政令</u> 第46条第 項)

(11) 許可証の返納の受理(旧政令第46条				(9) 許可証の返納の受理(政令 第46条	
第 3 項、第47条)				第 3 項、第47条)	
12 許可台帳の備付け(旧政令第48条)				(10) 許可台帳の備付け(政令 第48条)	+
(3) 郵便等販売の届出の受理(省令第15		-			
条の4第2項、第142条、改正省令附					
則第42条)					_
6 改正法附則第8条の規定により引き					
続き薬種商販売業を営む者(動物用医					
薬品に係るものを除く。)に関するこ					
<u> </u>					
(1) 許可の更新(第24条第2項、政令第		_			
<u>44条)</u>					
(2) 店舗管理者の店舗以外の場所で薬事	_				
に関する実務に従事する場合の許可					
(第28条第3項ただし書、改正法附則					
第 9 条第 1 項 )					_
③ 廃止、休止若しくは再開又は変更の					
届出の受理(第10条、第38条、省令第					
16条第4項、第142条、改正省令附則					
<u>第11条)</u>					
(4) 構造設備の改善命令等(第72条第4					
項)					
(5) 業務運営改善等の措置命令(第72条					
<u></u>	_				
(6) 店舗管理者の変更命令(第73条、改					
正法附則第9条第1項)	_				
(7) 許可の取消し等(第75条第1項、改					
正法附則第9条第1項)	_				
の機会の付与(第76条)	-				
(9) 許可証の書換え交付(政令第45条第					
1項)		-			
⑩ 許可証の再交付(政令第46条第1		$\left -\right $			
項)		$\vdash$			
(11) 許可証の返納の受理(政令第46条第		$\left  - \right $			
<u>3 項、第47条)</u>					
(12) 許可台帳の備付け(政令第48条)	_	Ш			
回 郵便等販売の届出の受理(省令第15		_			
条の4第2項、第142条、改正省令附					
則第42条)					
7 改正法附則第14条及び第15条の規定				6 特例販売業(動物用医薬品に係るも	
により引き続き改正法第1条の規定に				のを除く。)に関すること。_	
よる改正前の薬事法第35条の許可に係					
る業務を行う者に関すること。					
				(1) 許可(第24条第1項、第35条、政	$_{-}$
				<u>令第44条第 1 項)</u>	
(1) 許可の更新(第24条第2項、 <u>政令第</u>				(2) 許可の更新(第24条第2項、政令第	
			1 1 1		1

15 ~ 20 省略

(2)	l l	
	省略	
_	省略	
_		
	省略	
<u>(5)</u>	省略	
(6)	省略	
<u>(7)</u>	省略	
<u>(8)</u>	省略	
<u>(9)</u>	省略	
(10)	省略	
(11)	特例販売品目の変更又は追加の指定	
(	改正省令による改正前の省令第159	
条	( )	
8 高	ら 度管理医療機器等の販売業又は賃	
貸業	(動物用医療機器に係るものを除	
	)に関すること。	
	許可(第39条第 1 項、政令 <u>第44条</u>	
_	、省令第160条第3項)	
(2)	許可の更新(第39条第4項、政令 <u>第</u>	
44	<u>1条</u> )	
(3) ~	(12) 省略	
9_ 管	「理医療機器の販売業又は賃貸業	
-	助物用医療機器に係るものを除	
< .	)に関すること。	
	届出の受理(第39条の3第1項、薬	
_	耳法施行細則(昭和36年愛媛県規則第 ■ ロールエニの部において「細則」は	
	4号。以下この部において「細則」と	
	(4) 省略	
	管理医療機器販売業(賃貸業)届出	
_	『証の書換え交付(細則 <u>第8条第1</u> □ □	
(6)	-	
	官理医療機器販売業(貝員業)	
"	項)	
3	—	
	最告の徴収及び立入検査等(動物用)	
10 報	设告の徴収及び立入検査等(動物用 経品等に係るものを除く。)(第69	
1 <u>0</u> 報 医薬		
10 医薬 条第	を品等に係るものを除く。)( <u>第69</u>	
10 10 医薬 条第 第1	経品等に係るものを除く。)( <u>第69</u> 31 項から第3項まで、第76条の8	
10 10 医薬 条第 第1	経品等に係るものを除く。)( <u>第69</u> 第1項から第3項まで、第76条の8 項、改正法附則第3条第1項、第 条第1項、第9条第1項、第11条第	
10 医条第1 6 1	経品等に係るものを除く。)( <u>第69</u> 第1項から第3項まで、第76条の8 項、改正法附則第3条第1項、第 条第1項、第9条第1項、第11条第	
一 10 医条第1 6 1 原	経品等に係るものを除く。)(第69 第1項から第3項まで、第76条の8 項、改正法附則第3条第1項、第 終第1項、第9条第1項、第11条第	

(3)	特例販売品目の指定(第35条)	_
<u>(4)</u>	省略	
(5)	省略	
(6)	省略	
<u>(7)</u>	省略	
(8)	省略	
(9)	 省略	
(10)	 省略	
(11)	 省略	
(12)	 省略	
_	特例販売品目の変更又は追加の指定	
条	省令第159	
7 高		
_	(動物用医療機器に係るものを除	
<.	)に関すること。	
(1)	許可(第39条第1項、政令 <u>第44条第</u>	
1	項、省令第160条第3項)	
(2)	許可の更新(第39条第4項、政令 <u>第</u>	
44	条第1項)	
(3) ~	(12) 省略	
_	理医療機器の販売業又は賃貸業	
-	物用医療機器に係るものを除	
	)に関すること。	
	届出の受理(第39条の3第1項、薬法施行細則(昭和36年愛媛県規則第	
	号。以下この部において「細則」と	
11	う。) <u>第7条</u> )	
(2) ~	(4) 省略	
(5)	管理医療機器販売業(賃貸業)届出	
済	証の書換え交付(細則 <u>第8条</u>	
_	)	
(6)	管理医療機器販売業(賃貸業)届出	
	証の再交付(細則 <u>第9条</u> 、	
_	告の徴収及び立入検査等(動物用 品等に係るものを除く。)(第69	
_	明寺に係るものを味く。)( <u>第69</u> 第76条の 8	
	)	
10 廃	棄、回収等の措置命令等(動物用	
	品等に係るものを除く。)( <u>第70</u>	
<u>条</u>	)	

15 ~ 20

省略

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後							改	Ţ.	正	前				
	₹5(第4 まの特別は	•	4+	1 2 to 1	±r ==			5 (第4)		1 // <del>2 1 = 1</del>	.i ⇒r == <i>15</i> .	<b>声</b> ぬ に バ っ	4+ -	7		- <del>-</del> -
組	事の権限に	に属する保健福祉部関係事務に係る 事 項			-		組組	事の権限に事務の	三属する保	事		事務に係る  項	T		-	-
組織	事物の種 類	<del>算</del>			決裁区分		組織	事物の 種類		<b>∌</b>		垻		_	区分	
名	12 //		知事		· · · ·	· ·	名	12 //					知事	-	決	
			-		局長								-		局長	
薬	1 薬事	1 薬局 <u>(松山市を所在地とする</u>					薬	1 薬事	1 薬局	i						
務	法の施	<u>薬局に限る。)</u> に関する情報に					務	法の施			に関	する情報に				
衛	行に関	関すること。					衛	行に関	関する	こと。						
生	する事	(1)~(5) 省略					生	する事	(1) ~ (5)	省略						
課	務	2 配置販売業に関すること。					課	務								
		(1) 許可(第24条第1項、第30														
		条第1項、薬事法施行令(以														
		下この部において「政令」と														
		いう。)第44条、薬事法施行														
		規則(以下この部において														
		<u>「省令」という。)第1条第</u> 3項、第148条第2項)														
		(2) 許可の更新 (第24条第2 項、政令第44条)				_										
		(3) 配置従事の届出の受理(第														
		32条)				_										
		(4) 配置従事者の身分証明書の														
		交付、書換え交付及び再交付				_										
		(第33条第1項)														
		(5) 廃止、休止若しくは再開又														
		は変更の届出の受理(第10														
		条、第38条、省令第16条第4														
		項、第149条)														
		(6) 業務の体制の整備命令(第		_												
		72条の2第2項)											L			<u> </u>
		(7) 業務運営改善等の措置命令		_												
		(第72条の4)														-
		(8) 区域管理者の変更命令(第		_												
		<u>73条)</u>						•								<u> </u>
		(9) 配置員の業務停止命令(第		_												
		74条)														<u> </u>
		1 項 、		-												
		1項)														
		(11) 許可の更新を拒否する場合 の弁明等の機会の付与(第76		_												
		<u>の井明寺の機会の刊与(第76</u> 条)														
		<u>***</u>														
		第45条第1項)				-										

(13) 許可証の再交付(政令	第46	-			
条第1項) 				$\perp$	$\perp$
(14) 許可証の返納の受理(	<u>政令</u>	-			
第46条第3項、第47条)					
(15) 許可台帳の備付け(政	令第				
<u>48条)</u>					
3 卸売販売業に関すること	<u>•</u>		2 卸売一般販売業に関するこ		
			<u>Ł.</u>		
(1) 許可(第24条第1項、	第34		(1) 許可(第24条第1項、薬事		
条第1項、政令第44条、	省令		法施行令(以下この部におい		
			て「政令」という。)第44条		
			第 1 項、薬事法施行規則(以		
			下この部において「省令」と		
第 1 条第 3 項、第	月153		<u>いう。)</u> 第1条第3項、 <u>第138</u>		
条第2項)			<u>条第2項</u> )		
(2) 許可の更新(第24条	第 2		(2) 許可の更新(第24条第2		
項、政令 <u>第44条</u> )			項、政令 <u>第44条第1項</u> )		
(3) 営業所管理者の営業所	以外		③ 管理者の店舗 以外		
の場所で薬事に関する実	務に		の場所で薬事に関する実務に		
従事する場合の許可 ( <u>第</u>	35条		従事する場合の許可( <u>第7条</u>		
第3項ただし書	(,		第 3 項ただし書、第27条)		
			(4) 販売先等の変更の許可(第		
			26条第3項ただし書)		
(4) 廃止、休止若しくは再	開又		(5) 廃止、休止及び再開並びに		$\Box$
は変更の届出の受理(			変更の届出の受理(第10		
一 条、第38条、省令第16条	第 4				
項、第159条、薬事法施行	規則		項、第141条		
等の一部を改正する省令	<u>(平</u>				
成21年厚生労働省令第10	<u>号。</u>				
以下この部において「改					
令」という。) 附則第17	<u>条</u> )		)		
<u>(5)</u> 省略			( <u>6</u> ) 省略		
			(7) 薬剤師の増員命令(第72条		_
			<u>Ø2)</u>		
( <u>6</u> ) 業務運営改善等の措置	命令		(8) 業務運営改善等の措置命令		
( <u>第72条の4</u> )			( <u>第72条の3</u> )		
(7) 営業所管理者の変更	命令		(9) 管理者 の変更命令		
(第73条)			(第73条)		
(8) 省略			(10) 省略		
(9) 省略			(11) 省略		
(10) 許可証の書換え交付(	政令		(12) 許可証の書換え交付(政令		$\dagger$
第45条第1項、薬事法の			第45条第1項		
を改正する法律の施行に	1 1 1				
関係政令の整備等及び経	過措	l l		- 1	
関係政令の整備等及び経	年政				

	の効力を有するものとされる			
	改正政令による改正前の政令			
	(以下この項において「旧政			
	項)		)	
	<u>**</u> /			
	(11) 許可証の再交付(政令第46		(13) 許可証の再交付(政令第46	
	条第1項、旧政令第46条第1		条第1項	
	項)		_)	
	(12) 許可証の返納の受理(政令		(14) 許可証の返納の受理(政令	
	第46条第 3 項、第47条 <u>、旧政</u>		第46条第3項、第47条	
	<u>令第46条第3項、第47条</u> )		)	
	(13) 許可台帳の備付け(政令第		(15) 許可台帳の備付け(政令第	
	48条、旧政令第48条)		48条)	
	10 N ( 11 2X 4 75 10 N )			
			⅓ 販売先又は販売品目の変更	
			又は追加の届出の受理(省令	
			第144条)	
	(14)			
	(4) 営業所管理者の知識経験の			
	認定(省令第154条第1項第1			
	<u>号二、第2号二)</u>			
			3 薬種商販売業の許可(第24条	
			第1項、第28条第1項、政令第	
			44条第 1 項、省令第146条第 3	
			<u>項)</u> 	
_	4 既存配置販売業者に関するこ		4 配置販売業に関すること。	
	<u>ځ.</u>			
	(1) 許可(第24条第1項、 <u>薬事</u>		(1) 許可(第24条第1項、	
	法の一部を改正する法律(平			
	成18年法律第69号。以下この			
	部において「改正法」とい			
	う。) 附則第13条第1項の規			
	定によりなおその効力を有す			
	るものとされる改正法による			
	改正前の薬事法 第30条第1		第 30 条 第 1	
	項、改正政令附則第6条の規		項、 <u>政令</u>	
	定によりなおその効力を有す			
	<u>るものとされる改正政令によ</u>			
	る改正前の政令(以下この項			
	において「旧政令」とい			
	う。)第44条第1項)		第44条第1項)	
	(2) 許可の更新(第24条第2		(2) 許可の更新(第24条第2	
	項、 <u>旧政令</u> 第44		項、第30条第1項、政令第44	
	条第1項)			
			-	
	(3) 配置販売品目の指定(改正		(3) 配置販売品目の指定(	
	法附則第10条及び第13条第1			
	項の規定によりなおその効力			
	を有するものとされる改正法			
	による改正前の薬事法第30条		第30条	
	第1項)		第 1 項)	
	*** ** /	 1 1 1 1	/	

(4) 配置従事の届出の受理(第 22条 )  (5) 配置従事者の身分延明書の 交付、興権之交付及び再交付 (第33条第1項)  (6) 廃止、休止差しくは再周又 送変更の届出の受理(第10 条、第39条、資金を10条選4 項、第149条、改正營令制則第 15.全)  (7) 業務運営改善等の浸透を基4 項、第149条、改正營令制則第 15.全)  (8) 区域促進者の変更命令(第 77条、改正法限制第11条第1 項」)  (9) 省略  (2) 音符  (2) 音符  (2) 音符  (3) 音符  (3) 音符  (4) 音符  (5) 日本 (6) 日本 (6) 日本 (7) 第2 (2) 日本 (7) 第2 (2) 日本 (8) 日本				
<ul> <li>金)</li> <li>金)</li> <li>配置従寿者の身分証明書の 交付、書換入交付及び再交付 (第33条 1 連)</li> <li>(6) 成止、休止起しくは再開交 は変更の届出の受理(第10条 第3条、首全第16条第4 直 549年16条第4 直 549年16条第4 直 549年16条第4 直 549年16条第 直 549年16年16年16年16年16年16年16年16年16年16年16年16年16年</li></ul>	(4) 配置従事の届出の受理(第		(4) 配置従事の届出の受理(第	.
(8) 配質従事者の身分証明素の 交付、青摘え交付及び再交付 (第33条 1 項) (6) 廃止、休止起しくは再限又 は変更の固出の受理(第10条、第33条、20~第10条第4 項、別40条、改正管令制則差 15条) (7) 構務運営改善等の指置命令 (第72条の4) (8) 区域置理者の変更命令(第 72条第 2 項) (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 音称形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式形式	32条		32条、薬事法施行細則第4	
交付、書換え交付及び再交付 (第33差年1項)         交付、書換え交付及び再交付 (第23差)         200	_)		条 )	
交付、書換え交付及び再交付 (第33差単1項)         交付、書換え交付及び再交付 (第33差         200         次年、休止及び再開並びに 金更の届出の受理(第10 条、第33条、資金預1条差4 項、第149条、改正當令刑削第 15条)         (0) 廃止、休止及び再開並びに 金更の届出の受理(第10 条、第33条、直令預1条差4 項、第149条、改正當令刑削第 15条)         (2) 標連進電の受害命令等(第 72条単4項)         (2) 標連進電の受害命令等(第 72条単4項)         (2) 標連進電の養命令等(第 72条単4項)         (2) 課務運営改善等の措置命令 (第77条の4)         (2) 課務運営改善等の措置命令 (第77条の3)         (3) 医域管理者の変更命令(第 72条単4系差1項)         (3) 詳可の取消し等(第75条第 1項、次正法刑則第11条差1 項)         (3) 詳可の取消し等(第75条第 1項、次正法刑則第11条差1 項)         (3) 許可証の適請の受理(政令 第46条第 1項)         (4) 許可証の適請の受理(股令 第46条第 3項、第47条)         (3) 許可証の適請の受理(股令 第46条第 3項、第47条)         (3) 許可証の通詢の受理(股令 第46条第 3項、第47条)         (3) 計可应解例付(股令 第46条第 3項、第47条)         (4) 配置被未是目の変更又は追加の指定( 20 計可的概の信付け(股令 第46条第 3項、第47条)         (4) 配置被未是目の変更又は追加の指定( 20 計可の確例付(股令 第159条)         (5) 登録版未是目の変更又は追加の指定( 20 計算の第26条の4 第 2項。)         (4) 配置被未是目の変更及は追加の指定( 20 計算の第26条の4 第 2項。)         (4) 配置被未是目前的で 20 上 20 上		1	(5) 和黑公事老の自八江四書の	
(第33条第1項) (6) 廃止、休止巻しくは再開又は変更の届出の受理(第10条、第33条、当令第16条第4 項、第149条、改正營令附別第15条) (7) 業務運営改高等の指責命令(第72条の4) (8) 区域管理者の変更命令(第72条の4) (9) 区域管理者の変更命令(第72条の4) (9) 区域管理者の変更命令(第72条の4) (9) 区域管理者の変更命令(第72条の4) (9) 区域管理者の変更命令(第72条の3) (9) 省略 (9) 許可の取消し等(第75条第11項, ) (1) 省略 (10) 計可証の再及付(旧政令第46条第1項) (2) 許可証の再及付(旧政令第46条第1項) (3) 許可証の再及付(旧政令第46条第1項) (4) 許可証の再及付(旧政令第46条第1項) (5) 許可証の再及付(旧政令第46条第1項) (6) 計可証の再及付(旧政令第46条第1項) (6) 計可証の表情の受更又は追加の指定(改革令所別第2) (6) 計可が正の提供の受理(旧政令第46条第3項、第47条) (5) 計可台帳の衛付け(旧改令第46条第1項) (5) 計可台帳の衛付け(日改令第40条第1項の第1項の受更又は追加の指定(改革を)利の第2項(日政令第40条第1項の第1項の受更又は追加の指定(改革を)利の指定(立て) 第40条第1の第2項(日政令第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条第1項の第1項を) 第40条の4第1項の第1項の第2項の4第2項) (2) (4) 省略 (5) 登録の消除(省令第150条の10第1項、第2項、第4項。10第1項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2項、第2				.
(6) 廃止、休止益しくは再開又 は変更の届出の受理(第10条、第38条、省令第16条第4 項、第149条、改正省令附削第 15条)  (7) 報為認得の改善命令等(第 72条第4項)  (8) 区域管理者の変更命令(第 73条、改正法附削第11条第1 項) (9) 省略  (20 許可の取消し等(第75条第 1項、改正法附削第11条第1 項) (1) 省略 (21 許可証の書換え交付(旧改 全事命条第1項) (22 許可証の再投付(旧改全第 46条第1項) (23 許可証の再投付(旧改全第 46条第1項) (24 許可証の再投付(日改全第 46条第1項) (25 許可証の再投付(日改全第 46条第1項) (26 計可証の返納の受理(日改全第 46条第1項) (27 新の書の受更な追加の指定(改正省の対策) (28 許可益明の履付付(日改全第 46条第1項) (27 新の書の受更な追加の指定(改正省を対し対策) (28 新の音の表更又は追加の指定(改正省を対し対策) (28 新の音の表更又は追加の指定(改正省を対し対策) (28 新の音の表更では追加の指定(改正者を分とされる改正を分とされる改正を分とよる改正前の省令第159条) (31 試験の実施(第3条の4第 1項、省全 第159条の4第2項) (27 (4) 省略 (31 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (32 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (33 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (34 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (35 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (36 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。 (37 空程の消除(省令第159条の10第1項、第 2項、第 4項。				.
世生変更の届出の受理(第10 条、第38条   資金第16条第4	( <u>第33条第 1 項</u> )		(第33条 )	
「世	(6) 廃止、休止若しくは再開又		(6) 廃止、休止及び再開並びに	.
	は変更の届出の受理(第10		変更の届出の受理(第10	.
項、第149条、改正省令附削第   15条    158	_			.
15条			X	.
(7) 構造設備の改善命令等(第 72条第 4 1 月) (2) 業務運営改善等の措置命令 (第72条の4) (8) 区域管理者の変更命令(第 73条、改正法附削第11条第 1 項) (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (10) 省略 (10) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (11) 省略 (12) 許可証の書換え交付(日政 令第 45条第 1 項) (13) 許可証の再交付(日政令第 46条第 1 項) (14) 許可証の返納の受理(日政 令第 46条第 3 項、第 47条) (15) 許可益の返納の受理(日政 令第 46条第 3 項、第 47条) (16) 計可合帳の備付け(日政令第 46条第 1 項) (17) 構造設備の改善命令等(第 72条第 4 項) (18) 計可証の調換え交付(政令 第 46条第 1 項) (19) 省略 (10) 計可証の返納の受理(政令 第 46条第 3 項、第 47条) (10) 計可証の返納の受理(政令 第 46条第 3 項、第 47条) (10) 計可益の返納の受理(政令 第 46条第 3 項、第 47条) (11) 計算の変更又は追加の指定(改正省令附則第 12条第 1 項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる 改正省令による改正前の省令第 159条の 第 159条) (17) 無理法施行規則(以下 この部において「省令」とい う。)第 159条の 4 第 2 項) (2) - (4) 省略 (5) 登録の消除(省令第 159条の 10第 1 項、第 2 項、第 4 項。 (6) 登録の消除(省令第 159条の 10第 1 項、第 2 項、第 4 項。				.
72条第4項)	<u>15 #</u> )	4		$\rightarrow$
(8) 実務運営改善等の措置命令 (第7条の4) (8) 区域管理者の変更命令(第 73条、改正法財刑第11条第1 項) (9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 (12) 許可証の書換え交付(政令 第45条第1項) (13) 許可証の再交付(日政令第46条第1項) (14) 許可証の調約の受理(日政令第46条第1項) (15) 許可益帳の偏付け(日政令第46条第1項) (16) 許可証の返納の受理(日政令第46条第3項、第47条) (17) 第1項の規定によりなおその力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条の 第159条) (18) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改定者有36条60名第1項) (19) 第1項、第2項、第4項、(10) 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20			(7) 構造設備の改善命令等(第	.  _
(第72条の4) (8) 区域管理者の変更命令(第 73条、改正法削削第11条第1 項) (9) 省略 (9) 省略 (9) 省略 (00) 許可の取消し等(第75条第 1項、改正法削削第11条第1 項) (11) 省略 (12) 許可証の曹換入交付(担敗 全第45条第1項) (13) 許可証の再交付(担政令第 46条第1項) (14) 許可証の適時の受理(担政令第46条第1項) (15) 許可証の適時の受理(担政令第46条第3項、第47条) (16) 許可証の適時の受理(担政令第46条第3項、第47条) (17) (18) 許可証の適時の受理(担政令第46条第3項、第47条) (18) 許可証の適付(投令章) 第48条) (19) 省略 (10) 許可証の再交付(政令章) 第46条第3項、第47条) (13) 許可証の適時の受理(投令章) 第46条第3項、第47条) (14) 許可証の適同の変更又は追加の指定(改正省令財刑第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の省令第159条) (15) 登録販売者に関すること。 (1) 試験の実施(第36条の4第1項、省令第159条の4第2項) (2) (4) 省略 (5) 登録の消除(省今第159条の10第1項、第4項。10第1項、第4項項目、第2項、第4項回目、第4項項目、第2項、第4項回目によれて「省令」という。)第159条の4第2項) (2) (4) 省略 (5) 登録の消除(省今第159条の10第1項、第2項、第4項回目)(2)(2)(4) 省略			72条第 4 項 )	
(8) 区域管理者の変更命令(第	(7) 業務運営改善等の措置命令		(8) 業務運営改善等の措置命令	
(8) 区域管理者の変更命令(第	(第72条の4)		(第72条の3)	.
13条、改正決財則第11条第1   項]   (9) 省略   (9) 省略   (9) 省略   (10) 許可の取消し等(第75条第   1項、改正法財則第11条第1   項]   (11) 省略   (12) 許可証の書換え交付(旧数 全第45条第1項)   (13) 許可証の再交付(旧数 全第45条第1項)   (13) 許可証の再交付(旧数 全第46条第1項)   (14) 許可証の返納の受理(旧数 全第46条第1項)   (14) 許可証の返納の受理(股令 第46条第1項)   (15) 許可台帳の備付け(股令 第46条第3項、第47条)   (15) 許可台帳の備付け(股令 第48条)   (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改合性をとよる改正部の省令第159条)   (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定( 20)			( 2,01=3,010 )	+
項)  (9) 省略  (10) 許可の取消し等(第75条第  1 項 改正法財則第11条第1 項)  (11) 省略  (12) 許可証の書換え交付(日政				.
(9) 省略 (0) 許可の取消し等(第75条第 1項、改正法附則第11条第1 理) (11) 省略 (12) 許可証の書換え交付(旧政 ・ 京 第45条第 1項) (13) 許可証の書換え交付(旧政 ・ 京 第45条第 1項) (14) 許可証の再交付(旧政 ・ 京 第45条第 1項) (15) 許可証の再交付(旧政 ・ 京 第46条第 3項、第47条) (16) 計可可の返納の受理(旧政 ・ 京 第46条第 3項、第47条) (17) 計可台帳の備付け(旧政 ・ 京 第46条第 3項、第47条) (18) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省 ・ 京 第46条第 3項、第47条) (19) 部の指定(改正省 ・ 京 前 1項の規定によりなおそのカカを有するものとされる 改正省 ・ 広正省 ・ 広正省 ・ 広正省 ・ 「	73条、改正法附則第11条第 1			.
1項、改正法附則第11条第1 項) (13) 省略 (14) 許可証の書換え交付(旧政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	項)			
1項、改正法附則第11条第1	(9) 省略		(9) 省略	
項)       (1) 省略         (2) 許可証の書換え交付(日政 ・ 第45条第1項)       (2) 許可証の書換え交付(政令	(10) 許可の取消し等(第75条第		(10) 許可の取消し等(第75条第	
項)       (1) 省略         (2) 許可証の書換え交付(日政 ・ 第45条第1項)       (2) 許可証の書換え交付(政令	1項、改正法附則第11条第1		1 項	.
(1) 省略 (2) 許可証の書換え交付(旧政				.
(12) 許可証の書換え交付(旧政 ・ 第45条第 1 項) (13) 許可証の再交付(旧政令第 46条第 1 項) (14) 許可証の返納の受理(旧政 ・ 第46条第 3 項、第47条) (15) 許可台帳の備付け(旧政令 第48条) (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12 ※第 1 項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる 改正省令による改正前の省令 第 159条) 5 登録販売者に関すること。 (1) 試験の実施(第36条の 4 第 1 項、省令	_	+ $ $ $ $ $ $		+
一第45条第1項)   13 許可証の再交付(旧政令第   46条第1項)   14 許可証の返納の受理(旧政   全第46条第3項、第47条)   15 許可台帳の備付け(旧政令   第48条)   16 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条)   5 登録販売者に関すること。   1 試験の実施(第36条の4第1項、省金・第159条の4第2項)   1 項、省金・第159条の4第2項)   1 項、省略   1 項、省金・第159条の4第2項)   1 項、第2項、第4項。		_	(11) <b>首略</b>	
(3) 許可証の再交付(旧政令第 46条第 1 項) (14) 許可証の返納の受理(旧政 令第46条第 3 項、第47条) (15) 許可台帳の備付け(旧政令 第48条) (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条) 5 登録販売者に関すること。 (1) 試験の実施(第36条の4第 1 項、省令 第159条の4第 2 項) (2) ~ (4) 省略 (5) 登録の消除(省令第159条の10第 1 項、第 2 項、第 4 項。	<sup>(12)</sup> 許可証の書換え交付( <u>旧政</u>		(12) 許可証の書換え交付(政令	.
46条第 1 項	<u>令</u> 第45条第1項)		第45条第 1 項)	
(14) 許可証の返納の受理( <u>旧政</u>	(13) 許可証の再交付(旧政令第		(13) 許可証の再交付(政令 第	
全第46条第3項、第47条)	46条第1項)		46条第1項)	.
全第46条第3項、第47条)       第46条第3項、第47条)         (15) 許可台帳の備付け(旧政令 第48条)       第48条)         (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条)       省令第159条)         5 登録販売者に関すること。       第159条)         (1) 試験の実施(第36条の4第1項、省令       1項、業事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)         (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項         (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項       10第1項、第2項、第4項	(4)	-		
15 許可台帳の備付け(旧政令 第48条)				.
第48条)       第48条)         (16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条)       加の指定(	<u>令</u>			$\longrightarrow$
(16) 配置販売品目の変更又は追加の指定(改正省令附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正省令による改正前の省令第159条)  5 登録販売者に関すること。 (1) 試験の実施(第36条の4第1項、省令 (1) 試験の実施(第36条の4第1項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)  (2)~(4) 省略 (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項	<sup>(15)</sup> 許可台帳の備付け( <u>旧政令</u>		(15) 許可台帳の備付け(政令	.
加の指定(改正省令附則第12 <u>条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる</u> <u>改正省令による改正前の</u> 省令 第159条)  5 登録販売者に関すること。  (1) 試験の実施(第36条の4第 1 項、 <u>当</u> 令  第159条の4第2項)  (2)~(4) 省略  (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項_	第48条)		第48条)	
加の指定(改正省令附則第12 <u>条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる</u> <u>改正省令による改正前の</u> 省令 第159条)  5 登録販売者に関すること。  (1) 試験の実施(第36条の4第 1 項、 <u>当</u> 令  第159条の4第2項)  (2)~(4) 省略  (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項_	(16) 配置販売品日の変更又は追	7	(16) 配置販売品日の空車又は追	
条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる 改正省令による改正前の省令 第159条)       当令 第159条)         5 登録販売者に関すること。       5 登録販売者に関すること。         (1) 試験の実施(第36条の4第1項、 1項、 20       1項、 20         (2)~(4) 省略       (2)~(4) 省略         (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項				,
の効力を有するものとされる 改正省令による改正前の省令 第159条)     当令 第159条)       5 登録販売者に関すること。     5 登録販売者に関すること。       (1) 試験の実施(第36条の4第 1項、省令 第159条の4第2項)     1項、薬事法施行規則(以下 この部において「省令」とい う。)第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略     (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項       (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項     10第1項、第2項、第4項			//H V/ 3H Æ (	,
改正省令による改正前の省令 第159条)     第159条)       5 登録販売者に関すること。     5 登録販売者に関すること。       (1) 試験の実施(第36条の4第 1項、省令     1項、薬事法施行規則(以下 この部において「省令」とい う。)第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略     (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項       (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項     (6) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項				,
第159条)  5 登録販売者に関すること。  (1) 試験の実施(第36条の4第 1項、省令  1項、省令  第159条の4第2項)  (2)~(4) 省略  (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項_				,
5 登録販売者に関すること。       (1) 試験の実施(第36条の4第 1項、省令       1項、省令       (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項       (1) 試験の実施(第36条の4第 1項、薬事法施行規則(以下 この部において「省令」とい う。)第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項				,
(1) 試験の実施(第36条の4第       1項、省令       1項、省令       第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項       10第1項、第2項、第4項	第 159条)		第 159条)	
1 項、省令     1 項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略     (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項     1 項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項     10第1項、第2項、第4項	5 登録販売者に関すること。		5 登録販売者に関すること。	
1 項、省令     1 項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略     (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項     1 項、薬事法施行規則(以下この部において「省令」という。)第159条の4第2項)       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項     10第1項、第2項、第4項	(1) 試験の実施(第36条の4第	]	(1) 試験の実施(第36条の4第	
第159条の4第2項)       (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項       (10第1項、第2項、第4項			·	,
(2) ~ (4) 省略     (2) ~ (4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項     (5) 登録の消除(省令第159条の10第1項、第2項、第4項	= .			,
(2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項         (10第1項、第2項、第4項         (2)~(4) 省略       (5) 登録の消除(省令第159条の 10第1項、第2項、第4項	第159条の4第2項)			
(5) 登録の消除(省令第159条の       10第1項、第2項、第4項   10第1項、第2項、第4項	(2)~(4) 省略			
10第 1 項、第 2 項、第 4 項 10第 1 項、第 2 項、第 4 項		+ $ $ $ $ $ $		+
_				
<u>第159余の13第1頃</u> )	_		_	,
	第 159条の13第 1 項)	_	)	

		6 医薬品(薬局製造販売医薬品		
		を除く。)、医薬部外品、化粧		
		品及び医療機器の製造販売業又		
		は製造業に関すること。		
		(1)~(19) 省略		
		② 製造販売業者及び製造業者		
		に対する業務運営改善等の措		
		置命令( <u>第72条の4</u> 、第81		
		条、政令第80条第2項)		
		(21) ~ (40) 省略		
		7 医療機器の修理業に関するこ		
		と。		
		(1)~(6) 省略		
		(7) 業務運営改善等の措置命令		
		( <u>第72条の4</u> 、第81条、政令		
		第80条第2項)		
		(8)~(15) 省略		
		8 省略		
2	~ 24			
省	略			

## 別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組	事務の	事項	ž	夬裁	区分	ć
織	種類		知	専	決:	者
名			事	部	局	課
				長	長	長
畜	1 ~ 25					
産	省略					
課	26 薬事	1 省略				
	法の施	2 店舗販売業に関すること。				
	行に関	(1) 許可(第24条第1項、第26				
	する事	条第1項、政令第44条)				
	務	② 許可の更新(第24条第2				
		項、政令第44条)				
		③ 店舗管理者の店舗以外の場				
		所で薬事に関する実務に従事				
		する場合の許可(第28条第3				
		<u>項ただし書)</u>				
		(4) 廃止、休止若しくは再開又				_
		は変更の届出の受理(第10				
		条、第38条)				
		(5) 業務の体制の整備命令(第		_		
		72条の2第1項)				
		(6) 店舗管理者の変更命令(第		_		
		73条)				
		3 配置販売業に関すること。				
		(1) 許可(第24条第1項、第30				_
		条第1項、政令第44条)				

	6 医薬品(薬局製造販売医薬品		
	を除く。)、医薬部外品、化粧		
	品及び医療機器の製造販売業又		
	は製造業に関すること。		
	(1)~(19) 省略		
	② 製造販売業者及び製造業者		
	に対する業務運営改善等の措		
	置命令( <u>第72条の3</u> 、第81		
	条、政令第80条第2項)		
	(21) ~ (40) 省略		
	7 医療機器の修理業に関するこ		
	と。		
	(1)~(6) 省略		
	(7) 業務運営改善等の措置命令		
	( <u>第72条の3</u> 、第81条、政令		
	第80条第2項)		
	(8)~(15) 省略		
	8 省略		
2 ~ 24			
省略			

## 別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組	事務の	事	項	ì	夬裁	区分	ì
織	種類			知	専	決	者
名				事	部	局	課
					長	長	長
畜	1 ~ 25						
産	省略						
課	26 薬事	1 省略					
	法の施						
	行に関						
	する事						
	務						
_							

(2) 許可の更新(第24条第2 項、政令第44条)				_
(3) 配置従事の届出の受理(第				
32条)				_
(4) 配置従事者の身分証明書の				
交付、書換え交付及び再交付				_
(第33条第1項)				
(5) 廃止、休止若しくは再開又				
は変更の届出の受理(第10				
条、第38条)				
(6) 業務の体制の整備命令(第				
72条の2第2項)				
(7) 区域管理者の変更命令(第				
73条)				
(8) 配置員の業務停止命令(第				
74条)				
4 卸売販売業に関すること。				
(1) 許可(第24条第1項、第34				_
条第1項、政令第44条)				
② 許可の更新(第24条第2				_
項、政令第44条)				
(3) 営業所管理者の営業所以外				_
の場所で薬事に関する実務に				
従事する場合の許可(第35条				
第3項ただし書)				
(4) 廃止、休止若しくは再開又				_
は変更の届出の受理(第10				
条、第38条)				
(5) 営業所管理者の変更命令		-		
(第73条)				
5 動物用医薬品特例店舗販売業				
者に関すること。				
(1) 許可(第24条第1項、第83				-
条の2の2第1項、政令第44 条)				
	$\vdash$	$\vdash$		
(2) 許可の更新(第24条第2 項、政令第44条)				-
(3) 特例販売品目の指定(第83				
条の2の2第1項)				_
	$\vdash$			
(4) 廃止、休止若しくは再開又 は変更の届出の受理(第10				_
条、第38条)				
(5) 指定品目の変更及び追加				
(動物用医薬品等取締規則				-
(以下この部において「省				
令」という。)第112条)				
		$\vdash$		
6 既存一般販売業者に関するこ		1	1	

(1) 許可(第24条第1項、第26 条第1項、政令第44条第1	
<u>条第1項、政令第44条第1</u>	1 1
条第 2 (2) 許可の更新(第24条第 2	
<u> </u>	
<del>ス、・・</del> 関する	
<u></u>	
<del></del>	
<u></u>	
<u> </u>	
<u> </u>	
条第 1	
項)	
外の場 (3) 管理者 の店舗以外の場	
に従事 所で薬事に関する実務に従事	
条第3 する場合の許可(第7条第3	
<u> </u>	
 年法律	
—————————————————————————————————————	
<del></del>	
(4) 卸売一般販売業の販売先等	
<u>の変更の許可(第26条第 3 項</u>	
<u>ただし書)</u>	$\perp \perp$
(5) 省略	
(6) 薬剤師の増員命令(第72条	
<u> </u>	
令(第 (7) 管理者 の変更命令(第	
条)	
<del>-                                    </del>	
と。	$\perp$
(1) 許可(第24条第1項、第28	
条第1項、政令第44条第1	
条第 2 (2) 許可の更新(第24条第 2	
条の規	
<del>ハンル</del> を有す	
	$\perp$
<u>外の場</u>	
<u>に従事</u>	
条第3	
<u>則第 6</u>	
(3) 省略	1 1
	+
令 (第	
<u>二世</u> <u>三従事</u> 条第 3	

(1) 許可(第24条第1項、改正				(1) 許可(第24条第1項、	
法附則第13条第1項の規定に					
よりなおその効力を有するも					
のとされる改正法による改正					
前の薬事法第30条第1項、改				第30条第1項、政	
りなおその効力を有するもの					
とされる改正政令による改正					
前の政令(以下この項におい					
て「旧政令」という。) 第44				第44	
条第1項)				条第1項)	
(2) 許可の更新(第24条第2				(2) 許可の更新(第24条第2	+
項、旧政令第44条第1項)	_			項、政令 第44条第1項)	$\perp$
(3) 配置販売品目の指定( <u>改正</u>				(3) 配置販売品目の指定(	
法第附則第10条及び第13条第					
1項の規定によりなおその効					
力を有するものとされる改正					
法による改正前の薬事法第30					
条第1項)				条第1項)	
(4) 省略				(4) 省略	
(5) 配置従事者の身分証明書の				(5) 配置従事者の身分証明書の	
   交付、書換え交付及び再交付				ウェアン   ファイン   ファイン	
(第33条第1項)				(第33条)	
(6) 省略				(6) 省略	
(7) 区域管理者の変更命令(第					$\dashv$
73条、改正法附則第11条)					
(8) 省略				(7) 省略	
(9) 配置販売品目の変更又は追				(8) 配置販売品目の変更又は追	
加の指定(動物用医薬品等取				加の指定(動物用医薬品等取)	
締規則の一部を改正する省令				締規則(以下この部において	
(平成21年農林水産省令第8				「省令」という。)	
号)附則第8条の規定により					
なおその効力を有するものと					
される同省令による改正前の				第112条)	
<u>省令</u> 第112条)	_				+
	_			5 特例販売業に関すること。	$\perp$
				(1) 許可(第24条第1項、第35	
				条、政令第44条第1項)	
				② 許可の更新(第24条第2	
				項、政令第44条第1項)	
				(3) 特例販売品目の指定(第35	
				条第1項)	
				(4) 廃止、休止及び再開並びに	
				変更の届出の受理(第10条、	
				第38条)	
	+				++
				(5) 指定品目の変更又は追加	
	$\perp$			(省令第112条)	$\dashv$
9 動物用医薬品登録販売者に関				6 動物用医薬品登録販売者に関	
すること。		L		すること。	
(1)~(4) 省略				(1)~(4) 省略	

	(5) 登録の消除(省令第115条の		1		(5) 登録の消除(省令第115条の	Т	
	11第1項、第2項、第4項、				11第1項、第2項、第4項		
	第115条の14第1項)				_		
					)		+
	(6)~(8) 省略				(6)~(8) 省略	_	$\perp$
	<u>10</u>   高度管理医療機器の販売業又				7 高度管理医療機器の販売業又		
	は賃貸業に関すること。				は賃貸業に関すること。	$\perp$	$\perp$
	(1) 許可(第39条第1項、政令				(1) 許可(第39条第1項、政令		
	第44条)				第44条第1項)		
	(2) 許可の更新(第39条第4				(2) 許可の更新(第39条第4		
	項、政令 <u>第44条</u> )				項、政令 <u>第44条第1項</u> )		
	(3) • (4) 省略				(3) • (4) 省略		
	11 省略				8 省略		
	12 報告の徴収及び立入検査等		]		9 報告の徴収及び立入検査等		
	( 第69条第1項から第3項ま				(第69条		
	で、改正法附則第3条、第6						
	条、第11条)				)		
	13 省略				10 省略		
	14 省略				11 省略		
	15 省略				12 省略		
	16 業務運営改善等の措置命令				13 業務運営改善等の措置命令		
	( <u>第72条の4</u> )				( <u>第72条の3</u> )		
	<u>17</u> 許可の取消し等(第75条第 1				<u>14</u> 許可の取消し等(第75条第1		
	項、改正法附則第3条、第6				項		
	条、第11条)				)		
	18 省略				15 省略		
	19 許可証の書換え交付(政令第				16 許可証の書換え交付(政令第		
	45条第1項、改正政令附則第2				45条第1項		
	条から第4条まで及び第6条の						
	規定によりなおその効力を有す						
	<u>るものとされている改正政令に</u>						
	よる改正前の政令(以下この部						
	において「旧政令」という。)						
	<u>第45条第1項</u> )				)		
	20 許可証の再交付(政令第46条				17 許可証の再交付(政令第46条		
	第1項、旧政令第46条第1項)				第1項)		
	21 許可証の返納の受理(政令第				18 許可証の返納の受理(政令第		
	46条第 3 項、第47条、旧政令第				46条第 3 項、第47条		
	46条第3項、第47条)				)	$\downarrow$	
	22 許可台帳の備付け(政令第48				19 許可台帳の備付け(政令第48		
	条 <u>、旧政令第48条</u> )				条)	$\perp$	$\perp$
27 ~ 29				27 ~ 29			
省略				省略			

# 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成21年6月1日 発行 17